

# 徳島県農業版業務継続計画

## < 県農業版BCP >

### 第 1 版

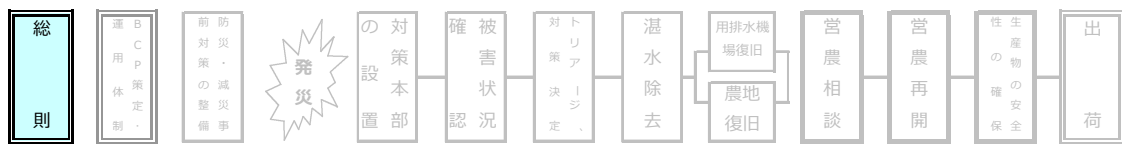
平成 2 5 年 6 月策定

徳 島 県

# 徳島県農業版業務継続計画〈県農業版BCP〉第1版

## 目次

第1	総則	1
1	趣旨	1
2	想定事象	1
3	他の計画やガイドラインとの関係	2
4	適用範囲	2
5	用語の整理	2
6	業務継続の基本方針	3
7	全体の構成	3
8	各部局の業務継続	3
9	計画の見直し	4
第2	県農業版BCPの策定及び運用体制	5
1	体制整備	5
2	農地津波・塩害等対策協議会の設置	5
3	県協議会及び地域協議会の運営	7
第3	被害状況の想定	8
1	業務継続体制の検討の前提となる被害想定	8
2	震度	8
3	津波及び浸水	9
4	農地被害	9
5	農業用施設被害	11
第4	非常時優先業務	21
1	非常時優先業務の選定	21
2	応急業務	21
3	継続の必要性の高い通常業務	25
第5	マニュアル等の整備	28
1	土地改良区BCPの策定推進	28
2	津波・塩害からの営農再開マニュアルの整備	29
第6	業務継続力の向上	32
1	関係職員の意識の向上	32
2	訓練・研修	32



# 第 1 総 則

## 1 趣旨

東日本大震災では、地震による地盤沈下等に加え、大津波による海水等の流入が農地の塩分濃度の上昇や冠水による作付け停止状態を招くなど、早期の営農再開に大きな支障をきたしている。本県においても、南海トラフ巨大地震などの大津波を伴う地震が発生した場合、県南部から東部にかけての沿岸地域では、ブランド産地を含む広範囲の農地が壊滅的な被害を受けることが予想される。

県では、危機事象発生時においても「非常時優先業務」をなるべく中断させず、また県民生活に密着する行政サービスや基幹業務等を継続して実施するための『徳島県業務継続計画<改訂版>及び<暫定版>』を策定しているところであるが、本県の基幹産業である農業においては、さらに細やかな対応をもって一刻も早い営農再開が求められる。

『徳島県農業版業務継続計画（略称：県農業版 BCP）』（以下、本計画という）は、東日本大震災被災県の対応・対策を踏まえるとともに、被災地へ派遣された本県職員からの意見も取り入れ、県が中心となって関係自治体や農業団体等と連携を図りながら、想定される被災農地の速やかな復旧と円滑な営農再開に繋がる体制整備や対策を構築するべく、必要な取組を定めるものである。

## 2 想定事象

### (1) 南海トラフ巨大地震による津波・塩害への適用

本計画は、南海トラフ巨大地震の発生を念頭に策定しており、震度 6 強以上の揺れを伴う地震が発生した場合に適用する。

ただし、実際に震度 6 強以上の地震が発生した場合にあっても、想定されている被害よりも実際に発生した被害がかなり小さいことが判明した場合には、本計画をそのまま適用するのではなく、発生状況や事態の推移に即して弾力的な運用をおこなうものとする。

なお、本計画においては、南海トラフ巨大地震以外の大規模な災害・事故等が同時発生することは想定していない。



### 3 他の計画やガイドラインとの関係

#### (1) 『徳島県業務継続計画<改訂版>』等との関係

本計画は、『徳島県業務継続計画<改訂版>』及び『徳島県業務継続計画<暫定版>』をはじめとする南海トラフ巨大地震等発生に備えた次に掲げる計画やマニュアル等で定められている対策や業務との整合性を確保するよう努める。

『徳島県業務継続計画<改訂版>』及び『徳島県業務継続計画<暫定版>』

『徳島県地域防災計画（震災対策編）』

『徳島県災害対策本部運営規程』

『徳島県災害対策本部事務局事務処理要領』第1 総則 3

『南海トラフ巨大地震等大規模災害等における初動要員マニュアル』

『徳島県職員の勤務時間外における大規模地震発生時の初動体制マニュアル』

### 4 適用範囲

#### (1) 本計画を適用する部局の範囲

本計画を適用する部局（以下「各部局」という）の範囲は次のとおりとする。

- 農林水産部（東部農林水産局を含む）、南部総合県民局産業交流部、西部総合県民局農林水産部

#### (2) 本計画を適用する業務の範囲

本計画では、次の庁舎で行われる南海トラフ巨大地震発生後の被害状況把握から災害復旧、さらに農地復旧後営農再開し、生産物が出荷されるまでの業務を対象とする。

- 本庁舎、徳島合同庁舎、吉野川合同庁舎、南部総合県民局阿南庁舎、南部総合県民局美波庁舎、西部総合県民局美馬庁舎、西部総合県民局三好庁舎

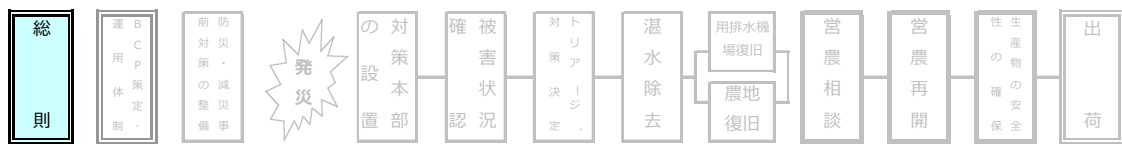
### 5 用語の整理

#### (1) 業務の区分

本計画で用いる南海トラフ巨大地震発生後の業務区分は、次のとおりとする。

##### ○非常時優先業務

南海トラフ巨大地震発生時に県として優先的に継続して実施すべき業務。南海トラフ巨大地震発生時に新規に発生する業務（地震災害に対応する業務など）を含む。非常時優先業務は、「応急業務」と「継続の必要性の高い通常業務」に区分する。



## ○応急業務

非常時優先業務のうち、南海トラフ巨大地震によって生じる事態に対応するために実施する業務。応急業務には「災害応急対策業務」と「被災状況に応じて速やかな実施が必要となるその他の緊急業務」が含まれる。

## ○継続の必要性の高い通常業務

平常時から実施している通常業務のうち、南海トラフ巨大地震に直接対応する業務ではないが、発災時においても継続する必要性が高い業務、及び南海トラフ巨大地震からの復興を目的とした災害復旧業務とする。

なお、それ以外の通常業務は、「縮小・中断すべき通常業務」として扱う。

## 6 業務継続の基本方針

本計画において、県は、南海トラフ巨大地震発生時においては、次の方針に基づいて非常時優先業務の業務継続を図る。

- ① 県は、南海トラフ巨大地震発生時においては、県民の生命・身体・財産を保護したうえで、農業の早期復旧を図るものとする。
- ② 非常時優先業務の実施に必要となる人員や資機材等の資源の確保・配分は、本計画適用部局内で横断的に行う。
- ③ 非常時優先業務の実施に必要となる人員や資機材等を確保するため、非常時優先業務以外の通常業務については、南海トラフ巨大地震発生後しばらくの間、積極的に縮小・中断する。その後、非常時優先業務に影響を与えない範囲で、順次再開を目指す。

## 7 全体の構成

本計画は、第1から第6で構成する。

- 第1 総則
- 第2 県農業版BCPの策定及び運用体制
- 第3 被害状況の想定
- 第4 非常時優先業務
- 第5 マニュアル等の整備
- 第6 業務継続力の向上

## 8 各部局の業務継続

各部局は、本計画との整合に留意し、自ら実施する非常時優先業務について、業務継続のための体制・計画を整備する。



## 9 計画の見直し

各部局は、平常時から、本計画を継続的に改善し、業務継続力の向上を図っていくため、訓練等による計画の点検・検証等、問題点や課題等の洗い出しなどを行い、是正すべきところを改善し、計画を更新するという PDCA サイクルによるスパイラルアップを行う。



## 第2 県農業版BCPの策定及び運用体制

### 1 体制整備

県農業版 BCP を策定するにあたって、当該計画の高い実用性を鑑みた場合、県のみならず、沿岸部の自治体や農業関係団体が意見等を持ち寄って作成することが肝要である。そこで、本計画を策定するにあたっては、次のとおり体制を整備し、運用を行うこととする。

### 2 農地津波・塩害等対策協議会の設置

南海トラフを震源とする大地震に伴う津波被害を想定した農業版 BCP を策定するため、県段階及び圏域局段階に『農地津波・塩害等対策協議会』を設置する。この運営要綱については別に定め、その体制については次のとおりである。

#### ○全県域段階の農地津波・塩害等対策協議会

##### 徳島県農地津波・塩害等対策協議会

##### 【活動内容】

- ・ 県農業版 BCP の策定及び推進
- ・ 宮城県実態調査の実施
- ・ 農地復旧等の研修会の開催
- ・ 協議会の運営

##### 【構成】

- ・ 会長 政策監補
- ・ 副会長 農林水産技術統括本部副統括本部長，農村整備振興局長，  
東部農林水産局長，南部総合県民局産業交流部長，農林水産部次長
- ・ 構成員 徳島県農業協同組合中央会常務，  
徳島県土地改良事業団体連合会事務局長，  
農林水産政策課長，畜産課長，農林水産総合技術支援センター経営推進課長，  
農村整備振興局農村振興課長，農村整備振興局農業基盤課長
- ・ 事務局 農村整備振興局農村振興課

##### 【作業部会】

農村整備振興局長（作業部会長），農林水産政策課担当者，農林水産総合技術支援センター経営推進課担当者，農村整備振興局農村振興課担当者，農村整備振興局農業基盤課担当者，政策監補室担当者



## ○各圏域局段階の農地津波・塩害等対策協議会（地域農地津波・塩害等対策協議会）

→東部農林水産局及び南部総合県民局に設置する。

### 徳島・鳴門地域農地津波・塩害等対策協議会

#### 【活動内容】

- ・ 県農業版 BCP 策定について、東部圏域（徳島市、鳴門市、小松島市、松茂町、北島町、藍住町）における意見集約
- ・ 実態調査の実施及び研修への参加
- ・ 県農業版 BCP 策定後の現場対応

#### 【構成】

- ・ 会長 東部農林水産局長
- ・ 副会長 東部農林水産局副局長
- ・ 構成員 管内で津波による浸水被害が想定される 3 市 3 町の農政担当課長  
7 農業協同組合（徳島市、東とくしま、板野郡、徳島北、里浦、大津、松茂）代表理事組合長、  
7 土地改良区（川内、吉野川、勝浦川、里浦、田野芝生、立江川、和田島）理事長、  
徳島県農業協同組合中央会担当職員、徳島県土地改良事業団体連合会担当職員、  
農林水産総合技術支援センター高度技術支援課長、東部農林水産局次長（徳島、鳴門藍住）、  
企画総務担当課長、管理用地担当課長、整備第二担当課長

- ・ 事務局 東部農林水産局（徳島）企画総務担当

【作業部会】 農業支援部会，農業基盤整備部会

### 南部地域農地津波・塩害等対策協議会

#### 【活動内容】

- ・ 県農業版 BCP 策定について、南部圏域（阿南市、牟岐町、美波町、海陽町）における意見集約
- ・ 実態調査の実施及び研修への参加
- ・ 県農業版 BCP 策定後の現場対応

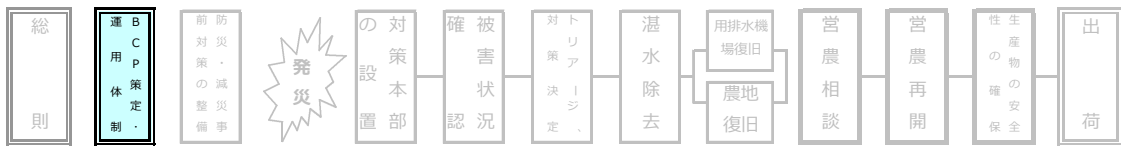
#### 【構成】

- ・ 会長 南部総合県民局産業交流部長
- ・ 副会長 南部総合県民局産業交流部副部長
- ・ 構成員 管内で津波による浸水被害が想定される 1 市 3 町の農政担当課長，  
3 農業協同組合（東とくしま、阿南、かいふ）代表理事組合長，  
19 土地改良区（阿南東部、今津浦、今津南部、色ヶ島、江野島、太田川、上福井、島尻、那賀川南岸，  
那賀川北岸、中島、平島、福井川、芳崎、八幡、海部川沿岸、日和佐川、海部西、牟岐）理事長，  
徳島南部農業共済組合担当職員，徳島県農業協同組合中央会担当職員，徳島県土地改良事業団体連合会担  
当職員，農林水産総合技術支援センター高度技術支援課長，南部総合県民局産業交流部次長，  
交流連携担当，農業支援担当（阿南、美波），農村保全担当（阿南、美波）

- ・ 事務局 南部総合県民局産業交流部交流連携担当

【作業部会】 阿南作業部会，美波作業部会





### 3 県協議会及び地域協議会の運営

県協議会と地域協議会は、実用性の高い県農業版 BCP を作成するため、相互の作業を補いながら運営を行うこととする。

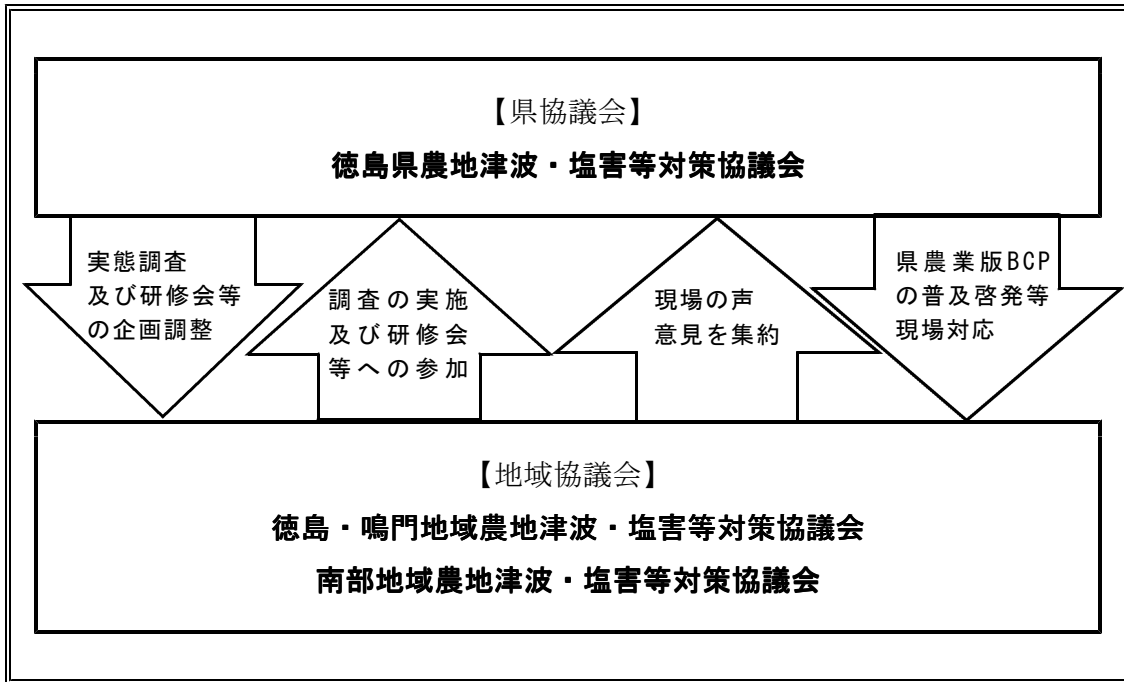
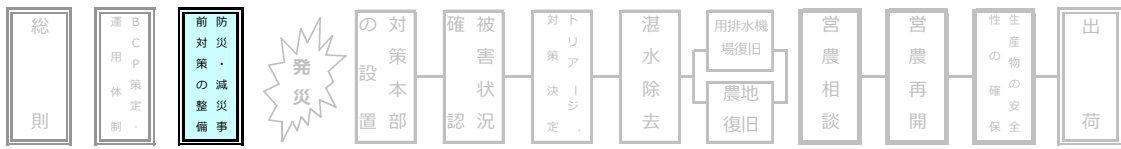


図 2 - 1 各協議会の関係



## 第3 被害状況の想定

### 1 業務継続体制の検討の前提となる被害想定

本計画での南海トラフ巨大地震による被害想定は、内閣府発表の「南海トラフの巨大地震による津波高・浸水域等（第二次報告）」（平成 24 年 8 月）、「南海トラフ巨大地震の被害想定（第二次報告）」（平成 25 年 3 月）、及び県が作成した「徳島県津波浸水想定」（平成 24 年 10 月）による。

### 2 震度

内閣府「南海トラフの巨大地震モデル検討会（第二次報告）」（平成 24 年 8 月 29 日発表）の「震度の最大値の分布図」によると、本県では、東部沿岸部で震度 7 の揺れをはじめ、県下全域で震度 6 弱以上の揺れが想定されている。

農地・農業用施設にあつては、揺れによる損壊のほか、地盤条件によっては、液状化の発生により、噴砂や用排水路等の不等沈下による機能不全が生じ、営農の継続に支障をきたすこととなる。

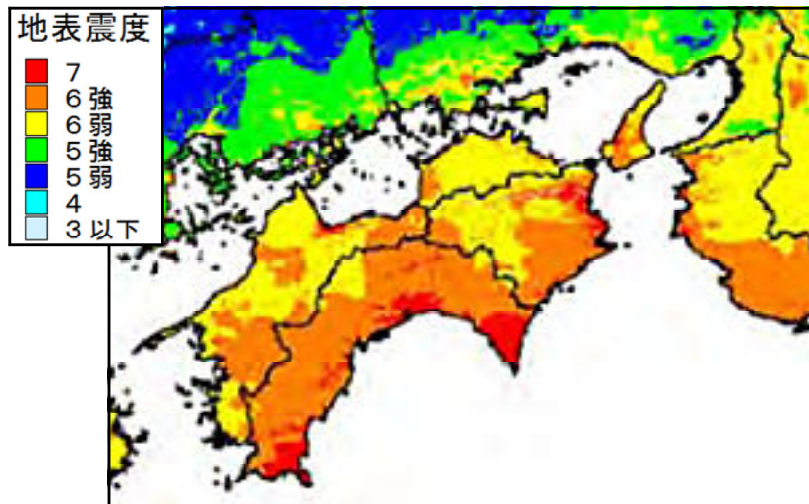


図 3 - 1 震度の最大値の分布図

内閣府 南海トラフの巨大地震モデル検討会（第二次報告）平成24年8月29日発表より



### 3 津波及び浸水

南海トラフ巨大地震は揺れだけでなく大津波が沿岸部を襲うことが想定されており、特に県南部の沿岸地域では、地震発生後、きわめて短時間で大津波が到達し、最大津波高は場所によっては 20m を越える。

農地は、津波による浸水により、ガレキ・土砂の流入のみならず塩害が想定され、また、本県のブランド作物である甘藷の栽培に欠かせない砂の流出も想定される。

さらに、排水機場などの農業用施設は、津波の直撃により建屋の倒壊や排水ポンプの破損による機能低下、もしくは機能停止が想定される。

### 4 農地被害

徳島県が平成 24 年 10 月 31 日に公表した「徳島県津波浸水想定」を基に算出（概算）した農地の浸水被害面積と区域は、表 3－1 及び図 3－2 のとおりである。

なお、今回の想定は、「徳島県津波浸水想定」と平成 20 年度の航空写真を基に算出したものであり、写真撮影時以降の地目変更要素を考慮できたものではない。

表 3－1 農地の浸水被害想定面積＜概算＞

圏域局名	市町名	農地の浸水被害想定面積＜概算＞(ha)
東部農林水産局	徳島市	1, 301
	鳴門市	1, 575
	小松島市	1, 265
	松茂町	338
	北島町	231
	藍住町	81
南部総合県民局	阿南市	1, 806
	牟岐町	42
	美波町	122
	海陽町	181
合計		6, 942

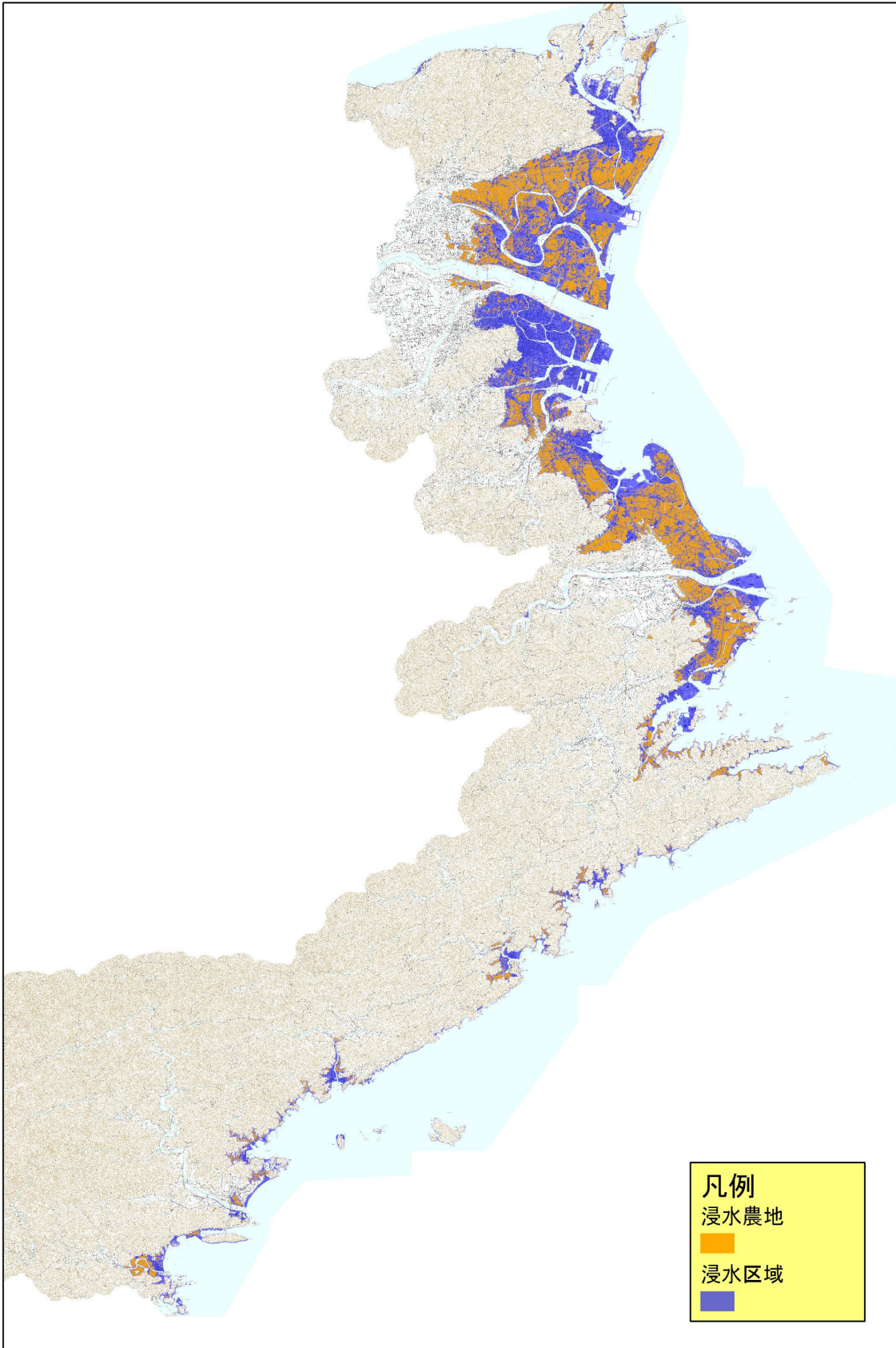


図3-2 津波浸水区域と区域内の農地



## 5 農業用施設被害

排水機場等、津波浸水区域内に存在する重要な農業用施設は下記のとおりである。

### (1) 対象となる農業用施設

#### ①排水機場

30箇所（詳細は表3-2を参照）

#### ②排水樋門

47箇所（詳細は表3-3を参照）

#### ③揚水機場

43箇所（詳細は表3-4を参照）

#### ④取水施設（頭首口，堰）

5箇所（詳細は表3-5を参照）

#### ⑤ため池

4箇所（詳細は表3-7を参照）

#### ⑥農道（一般・農免農道）

5箇所（詳細は表3-8を参照）

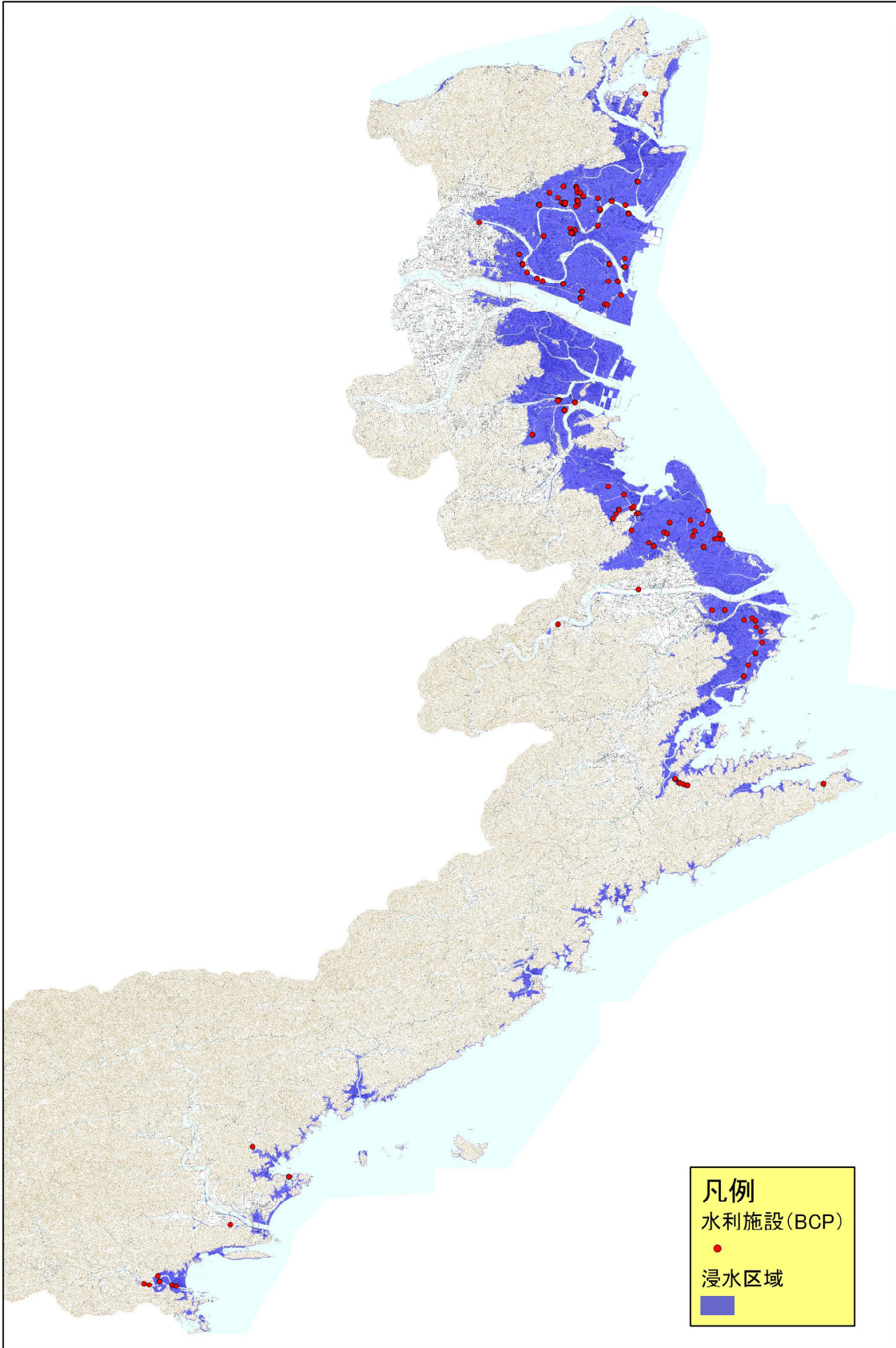


図3-3 津波浸水区域と区域内の水利施設

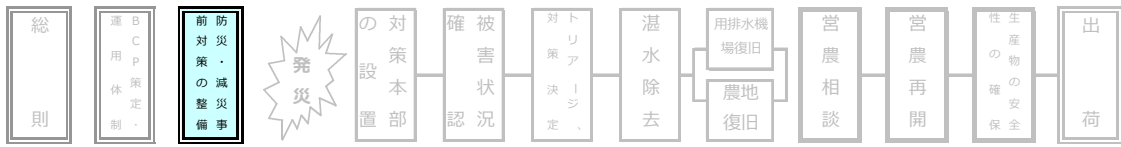


表3-2 浸水区域内の排水機場台帳

整理番号	工種	関係市町村	施設名称	事業名	地区名	着工年度	完了年度	管理団体
1	排水機場	松茂町	伊沢裏排水機場	かんがい排水事業 県営湛水防除事業	松茂	S53	S60	松茂町
2	排水機場	松茂町	豊岡排水機場	かんがい排水事業 県営湛水防除事業	松茂	S53	S60	松茂町
3	排水機場	鳴門市	大谷川排水機場	かんがい排水事業	大谷川	S48	S52	鳴門市
4	排水機場	鳴門市	排水機場	かんがい排水事業	大谷川	S48	S52	鳴門市
5	排水機場	鳴門市	大津東部排水機場	かんがい排水事業	大津東部	S54	H1	鳴門市
6	排水機場	徳島市	多家良排水機場	経営体育成基盤整備事業 (旧ほ場整備事業)	多家良	S62	H13	徳島市、多家良土地改良区
7	排水機場	徳島市	小松排水機場	県営湛水防除事業	小松	H1	H6	徳島市
8	排水機場	徳島市		県営湛水防除事業	勝占2期	H13	H20	
9	排水機場	小松島市、那賀川町、 羽ノ浦町	野上排水機場	県営湛水防除事業	那賀川北岸	S46	S61	那賀川北岸地域湛水防除施設組合
10	排水機場	小松島市、那賀川町、 羽ノ浦町	太田川排水機場	県営湛水防除事業	那賀川北岸	S46	S61	那賀川北岸地域湛水防除施設組合
11	排水機場	松茂町	入江川排水機場	県営湛水防除事業	喜来	S50	S55	松茂町
12	排水機場	徳島市	近藤排水機場	県営湛水防除事業	川内	S52	S61	徳島市、川内土地改良区
13	排水機場	徳島市	百間場排水機場	県営湛水防除事業	川内	S52	S61	徳島市、川内土地改良区
14	排水機場	徳島市	宮島排水機場	県営湛水防除事業	川内	S52	S61	徳島市、川内土地改良区
15	排水機場	北島町、松茂町、鳴門市	鍋川排水機場	県営湛水防除事業	北島	S52	S57	北島町、松茂町
16	排水機場	徳島市	大谷前排水機場	県営湛水防除事業	大谷前	S53	S56	徳島市
17	排水機場	徳島市	金岡排水機場	県営湛水防除事業	金岡	S54	S55	徳島市
18	排水機場	鳴門市	堀江排水機場	県営湛水防除事業	堀江	S54	S60	鳴門市
19	排水機場	徳島市	有天排水機場	県営湛水防除事業	中原	S55	S59	徳島市
20	排水機場	藍住町	源九郎排水機場	県営湛水防除事業	勝瑞	S56	S60	徳島市
21	排水機場	徳島市	古川排水機場	県営湛水防除事業	古川	S57	S61	徳島市
22	排水機場	徳島市	雑賀開排水機場	県営湛水防除事業	雑賀開	S58	S62	徳島市
23	排水機場	小松島市		地盤沈下対策事業	小松島	H10	H20	小松島市
24	排水機場	鳴門市	大津西部排水機場	地盤沈下対策事業	大津西部	H4	H15	鳴門市
25	排水機場	北島町	北島排水機場	地盤沈下対策事業	北島	S52	S57	吉野川土地改良区、中須土地改良区、北島町
26	排水機場	徳島市	応神排水機場	地盤沈下対策事業	応神	S60	H4	徳島市、吉野川土地改良区
27	排水機場	徳島市	源九郎排水機場	排水対策特別事業	源九郎	H6	H11	徳島市
28	排水機場	穴喰町	馳馬排水機場	排水対策特別事業	馳馬	H7	H12	-
29	排水機場	穴喰町	松本排水機場	排水対策特別事業	松本	S59	H2	-
30	排水機場	松茂町	中喜来排水機場	畑地帯総合整備事業 (緊急整備型)	喜来	H3	H17	吉野川北岸土地改良区

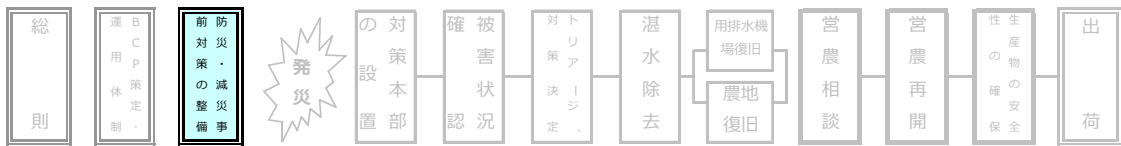


表3-3 浸水区域内の排水樋門台帳

整理番号	工種	関係市町村	施設名称	事業名	地区名	着工年度	完了年度	管理団体
1	排水樋門	徳島市、小松島市	多々羅川排水樋門	かんがい排水事業	勝浦川沿岸	S26	S46	勝浦川土地改良区
2	排水樋門	鳴門市	天神免排水樋門	かんがい排水事業	大谷川	S48	S52	鳴門市
3	排水樋門	松茂町、鳴門市	伊沢裏排水樋門	かんがい排水事業	松茂	S53	S60	松茂町
4	排水樋門	松茂町、鳴門市	豊岡排水樋門	かんがい排水事業	松茂	S53	S60	松茂町
5	排水樋門	小松島市、那賀川町、羽ノ浦町	今津川制水樋門	県営湛水防除事業	那賀川北岸	S46	S61	那賀川北岸地域湛水防除施設組合
6	排水樋門	小松島市、那賀川町、羽ノ浦町	幾島川左岸上流樋門	県営湛水防除事業	那賀川北岸	S46	S61	那賀川北岸地域湛水防除施設組合
7	排水樋門	小松島市、那賀川町、羽ノ浦町	打樋川排水樋門	県営湛水防除事業	那賀川北岸	S46	S61	那賀川北岸地域湛水防除施設組合
8	排水樋門	小松島市、那賀川町、羽ノ浦町	野上排水樋門	県営湛水防除事業	那賀川北岸	S46	S61	那賀川北岸地域湛水防除施設組合
9	排水樋門	小松島市、那賀川町、羽ノ浦町	幾島川左岸下流樋門	県営湛水防除事業	那賀川北岸	S46	S61	那賀川北岸地域湛水防除施設組合
10	排水樋門	松茂町	入江川排水樋門	県営湛水防除事業	喜来	S50	S55	松茂町
11	排水樋門	徳島市	宮島排水樋門	県営湛水防除事業	川内	S52	S61	徳島市、川内土地改良区
12	排水樋門	徳島市	近藤排水樋門	県営湛水防除事業	川内	S52	S61	徳島市、川内土地改良区
13	排水樋門	徳島市	松岡排水樋門	県営湛水防除事業	川内	S52	S61	徳島市、川内土地改良区
14	排水樋門	北島町、松茂町、鳴門市	仁木排水樋門	県営湛水防除事業	北島	S52	S57	北島町、松茂町
15	排水樋門	徳島市	大谷前排水樋門	県営湛水防除事業	大谷前	S53	S56	徳島市
16	排水樋門	上板町	六条排水機場	県営湛水防除事業	上板	S53	S59	上板町
17	排水樋門	鳴門市	堀江排水樋門	県営湛水防除事業	堀江	S54	S60	鳴門市
18	排水樋門	藍住町	源九郎排水樋門	県営湛水防除事業	勝瑞	S56	S60	徳島市
19	排水樋門	徳島市	古川排水機場	県営湛水防除事業	古川	S57	S61	徳島市
20	排水樋門	鳴門市	2排水樋門	地盤沈下対策事業	大津西部	H4	H15	鳴門市
21	排水樋門	鳴門市	3排水樋門	地盤沈下対策事業	大津西部	H4	H15	鳴門市
22	排水樋門	鳴門市	5排水樋門	地盤沈下対策事業	大津西部	H4	H15	鳴門市
23	排水樋門	鳴門市	7排水樋門	地盤沈下対策事業	大津西部	H4	H15	鳴門市
24	排水樋門	鳴門市	9排水樋門	地盤沈下対策事業	大津西部	H4	H15	鳴門市
25	排水樋門	鳴門市	1排水樋門	地盤沈下対策事業	大津西部	H4	H15	鳴門市
26	排水樋門	鳴門市	4排水樋門	地盤沈下対策事業	大津西部	H4	H15	鳴門市
27	排水樋門	鳴門市	6排水樋門	地盤沈下対策事業	大津西部	H4	H15	鳴門市
28	排水樋門	鳴門市	8排水樋門	地盤沈下対策事業	大津西部	H4	H15	鳴門市
29	排水樋門	北島町	北島排水樋門	地盤沈下対策事業	北島	S52	S57	吉野川土地改良区、中須土地改良区、北島町
30	排水樋門	徳島市	今切川排水樋門	地盤沈下対策事業	応神	S60	H4	徳島市、吉野川土地改良区
31	排水樋門	松茂町	中淵排水樋門	農業用河川応急対策事業	中淵	H11	H15	松茂町
32	排水樋門	松茂町	長岸排水樋門	農業用河川応急対策事業	長岸寺西	H15	H17	
33	排水樋門	鳴門市	恵美寿排水樋門	農業用河川応急対策事業	恵美寿	H5	H9	鳴門市
34	排水樋門	徳島市	高良東排水樋門	農業用河川応急対策事業	高良東	H7	H10	徳島市
35	排水樋門	鳴門市	矢倉排水樋門	農業用河川応急対策事業	矢倉	S62	H18	鳴門市
36	排水樋門	徳島市	雑賀排水樋門	排水対策特別事業	雑賀開	S58	S62	徳島市
37	排水樋門	海南町	五反田排水樋門	排水対策特別事業	五反田	S59	S59	海南町
38	排水樋門	徳島市、北島町、松茂町、藍住町	鍋川樋門	かんがい排水事業	旧吉野川沿岸	S15	S23	吉野川土地改良区
39	排水樋門	鳴門市	大津東部排水樋門	かんがい排水事業	大津東部	S54	H1	鳴門市
40	排水樋門	徳島市	沖島排水樋門	農業用河川応急対策事業	沖島	H3	H5	徳島市
41	排水樋門	松茂町	北ノ川排水樋門	農業用河川応急対策事業	北ノ川	H4	H6	松茂町
42	排水樋門	松茂町	小喜来排水樋門	農業用河川応急対策事業	小喜来	H4	H9	松茂町
43	排水樋門	松茂町	稲本排水樋門	農業用河川応急対策事業	稲本	H8	H14	松茂町
44	排水樋門	松茂町	藤田裏排水樋門	農業用河川応急対策事業	藤田裏	H9	H13	松茂町
45	排水樋門	鳴門市	徳長排水樋門	農業用河川応急対策事業	徳長	S63	H2	鳴門市
46	排水樋門	鳴門市	大幸排水樋門	排水対策特別事業	大幸	S54	S62	鳴門市
47	排水樋門	鳴門市	排水樋門	排水対策特別事業	大幸	S54	S62	鳴門市



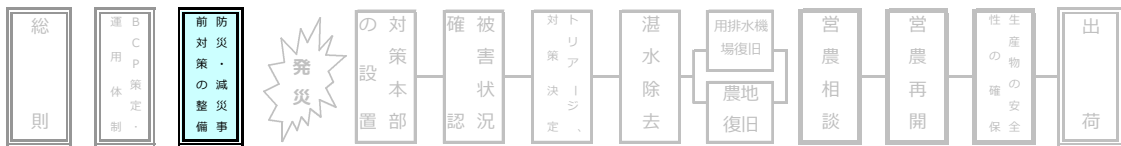


表3-4 浸水区域内の揚水機場台帳

整理番号	工種	関係市町村	施設名称	事業名	地区名	着工年度	完了年度	管理団体
1	揚水機場	藍住町、徳島市	中島揚水機場	かんがい排水事業 経営体育成基盤整備事業 (旧ほ場整備事業)	中島	S54	S62	中島用水土地改良区
2	揚水機場	阿南市			福井川	H10	H16	
3	揚水機場	小松島市	坂野第1揚水機場	経営体育成基盤整備事業 (旧ほ場整備事業)	坂野	H4	H18	小松島南部土地改良区
4	揚水機場	小松島市	坂野第2揚水機場	経営体育成基盤整備事業 (旧ほ場整備事業)	坂野	H4	H18	小松島南部土地改良区
5	揚水機場	小松島市	坂野第3揚水機場	経営体育成基盤整備事業 (旧ほ場整備事業)	坂野	H4	H18	小松島南部土地改良区
6	揚水機場	小松島市	坂野第4揚水機場	経営体育成基盤整備事業 (旧ほ場整備事業)	坂野	H4	H18	小松島南部土地改良区
7	揚水機場	小松島市	坂野第5揚水機場	経営体育成基盤整備事業 (旧ほ場整備事業)	坂野	H4	H18	小松島南部土地改良区
8	揚水機場	小松島市	坂野第6揚水機場	経営体育成基盤整備事業 (旧ほ場整備事業)	坂野	H4	H18	小松島南部土地改良区
9	揚水機場	小松島市		経営体育成基盤整備事業 (旧ほ場整備事業)	新開	H5	H11	小松島南部土地改良区
10	揚水機場	那賀川町	太田川第1ポンプ場	経営体育成基盤整備事業 (旧ほ場整備事業)	太田川	S54	H7	
11	揚水機場	那賀川町	太田川第2ポンプ場	経営体育成基盤整備事業 (旧ほ場整備事業)	太田川	S54	H7	
12	揚水機場	那賀川町	太田川第3ポンプ場	経営体育成基盤整備事業 (旧ほ場整備事業)	太田川	S54	H7	
13	揚水機場	那賀川町	太田川第4ポンプ場	経営体育成基盤整備事業 (旧ほ場整備事業)	太田川	S54	H7	
14	揚水機場	那賀川町	太田川第5ポンプ場	経営体育成基盤整備事業 (旧ほ場整備事業)	太田川	S54	H7	
15	揚水機場	小松島市	ポンプ場1	経営体育成基盤整備事業 (旧ほ場整備事業)	田野	S54	H7	田野芝生土地改良区
16	揚水機場	小松島市	ポンプ場2	経営体育成基盤整備事業 (旧ほ場整備事業)	田野	S54	H7	田野芝生土地改良区
17	揚水機場	小松島市	ポンプ場3	経営体育成基盤整備事業 (旧ほ場整備事業)	田野	S54	H7	田野芝生土地改良区
18	揚水機場	小松島市	ポンプ場4	経営体育成基盤整備事業 (旧ほ場整備事業)	田野	S54	H7	田野芝生土地改良区
19	揚水機場	小松島市	ポンプ場5	経営体育成基盤整備事業 (旧ほ場整備事業)	田野	S54	H7	田野芝生土地改良区
20	揚水機場	小松島市	ポンプ場6	経営体育成基盤整備事業 (旧ほ場整備事業)	田野	S54	H7	田野芝生土地改良区
21	揚水機場	穴喰町	ポンプ場	経営体育成基盤整備事業 (旧ほ場整備事業)	穴喰	H12	H19	-
22	揚水機場	阿南市	横見東部第1機場	国営付帯農地防災事業	横見東部	H13	H18	-
23	揚水機場	阿南市	横見東部第2機場	国営付帯農地防災事業	横見東部	H13	H18	-
24	揚水機場	徳島市	榎瀬揚水機場	水質障害対策事業	川内	S54	H10	川内土地改良区、吉野川土地改良区
25	揚水機場	藍住町	1ポンプ場	地盤沈下対策事業	藍住	H5	H15	吉野川下流域土地改良区
26	揚水機場	藍住町	2ポンプ場	地盤沈下対策事業	藍住	H5	H15	吉野川下流域土地改良区
27	揚水機場	藍住町	3ポンプ場	地盤沈下対策事業	藍住	H5	H15	吉野川下流域土地改良区
28	揚水機場	藍住町	4ポンプ場	地盤沈下対策事業	藍住	H5	H15	吉野川下流域土地改良区
29	揚水機場	藍住町	5ポンプ場	地盤沈下対策事業	藍住	H5	H15	吉野川下流域土地改良区
30	揚水機場	藍住町	6ポンプ場	地盤沈下対策事業	藍住	H5	H15	吉野川下流域土地改良区
31	揚水機場	藍住町	7ポンプ場	地盤沈下対策事業	藍住	H5	H15	吉野川下流域土地改良区
32	揚水機場	藍住町	8ポンプ場	地盤沈下対策事業	藍住	H5	H15	吉野川下流域土地改良区
33	揚水機場	北島町	ポンプ場	地盤沈下対策事業	北島	S52	S57	北島町
34	揚水機場	徳島市	応神揚水機場	地盤沈下対策事業	応神	S60	H4	徳島市、吉野川土地改良区
35	揚水機場	阿南市	見能林第3機場	地盤沈下対策事業	見能林	S63	H10	-
36	揚水機場	阿南市	見能林第2機場	地盤沈下対策事業	見能林	S63	H10	-
37	揚水機場	阿南市	見能林第4機場	地盤沈下対策事業	見能林	S63	H10	-
38	揚水機場	阿南市	見能林第1機場	地盤沈下対策事業	見能林	S63	H10	-
39	揚水機場	徳島市	近藤揚水機場	かんがい排水事業	川内	H2	H18	川内土地改良区
40	揚水機場	徳島市	宮島揚水機場	かんがい排水事業	川内	H2	H18	川内土地改良区
41	揚水機場	徳島市、小松島市	排水機場	かんがい排水事業	勝浦川沿岸	S26	S46	勝浦川土地改良区
42	揚水機場	徳島市、小松島市	排水機場	かんがい排水事業	勝浦川沿岸	S26	S46	勝浦川土地改良区
43	揚水機場	鳴門市		水田転換特別対策事業	大津	S46	S47	鳴門市

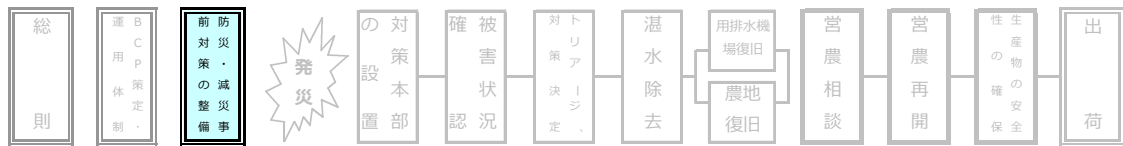


表 3 - 5 浸水区域内の取水施設台帳

整理番号	工種	関係市町村	施設名称	事業名	地区名	着工年度	完了年度	管理団体
1	取水口	徳島市、小松島市	勝浦川取水堰	かんがい排水事業	勝浦川沿岸	S26	S46	勝浦川土地改良区
2	取水口	海南町、海部町	海部川取水口	かんがい排水事業	海部川	S26	S34	海部川沿岸土地改良区
3	取水口	徳島市	古川取水樋門	水質障害対策事業	川内	S54	H10	川内土地改良区、吉野川土地改良区
4	取水口	徳島市	飯尾川取水堰	地盤沈下対策事業	国府北部	S62	H6	飯尾川堰土地改良区
5	取水樋門	藍住町、徳島市	中島取水樋門	かんがい排水事業	中島	S54	S62	中島用水土地改良区

表 3 - 6 浸水区域内のその他の施設台帳

整理番号	工種	関係市町村	施設名称	事業名	地区名	着工年度	完了年度	管理団体
1	処理施設	阿南市	処理場	水質障害対策事業	阿南	S63	H7	
2	制水樋門	徳島市、北島町、松茂町、藍住町	今切川潮止樋門	かんがい排水事業	今切川沿岸	S10	S11	吉野川土地改良区
3	制水樋門	徳島市、北島町、松茂町、藍住町	旧吉野川汐止樋門	かんがい排水事業	旧吉野川沿岸	S15	S23	吉野川土地改良区
4	制水樋門	鳴門市		海岸保全施設整備事業	横山	S57	S60	
5	制水樋門	小松島市、那賀川町、羽ノ浦町	太田川排水樋門	県営湛水防除事業	那賀川北岸	S46	S61	那賀川北岸地域湛水防除施設組合
6	制水樋門	小松島市、那賀川町、羽ノ浦町	今津調節樋門	県営湛水防除事業	那賀川北岸	S46	S61	那賀川北岸地域湛水防除施設組合
7	制水樋門	小松島市、那賀川町、羽ノ浦町	羽ノ浦調節樋門	県営湛水防除事業	那賀川北岸	S46	S61	那賀川北岸地域湛水防除施設組合
8	制水樋門	徳島市	旧吉野川潮止樋門	地盤変動対策事業	旧吉野川	S31	S33	吉野川土地改良区
9	制水樋門	徳島市	今切川潮止樋門	地盤変動対策事業	旧吉野川	S31	S33	吉野川土地改良区
10	制水樋門	鳴門市	大谷川排水樋門	かんがい排水事業	大谷川	S48	S52	鳴門市
11	制水樋門	鳴門市	土池川排水樋門	かんがい排水事業	大谷川	S48	S52	鳴門市